

# 東京都有料老人ホーム指導及び監査実施要綱

改正 令和8年4月20日付8福祉指一第52号  
令和7年4月16日付7福祉指一第53号  
令和6年7月1日付6福祉指一第351号  
令和6年4月1日付6福祉指一第6号  
令和5年6月20日付5福保指一第200号  
平成30年5月8日付30福保指一第63-3号  
平成29年4月1日付29福保指一第28号  
平成28年4月1日付27福保指一第1280号  
平成20年4月1日付20福保指一第154号  
平成19年4月1日付18福保指一第1638号  
平成18年4月1日付18福保指一第172号

## 第1 趣旨

この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホームに対して、同条第13項の規定に基づき都が実施する指導検査について、必要な事項を定める。

## 第2 指導検査の目的

指導検査は、法、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）及び第8に定める指導検査基準その他福祉諸法（以下「指導検査基準等」という。）に対する実施状況について個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は改善に必要な措置に資することにより、有料老人ホームの適正な運営及びサービスの質の確保並びに入居者保護を図ることを目的とする。

## 第3 指導検査の基本方針

指導検査は、有料老人ホームの管理運営方法、サービス内容及び入居者保護に関する事項等について周知徹底させるとともに、指導指針及び指導検査基準等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を実施する。

## 第4 指導検査の形態

指導検査の形態は、一般指導検査及び特別指導検査並びに集団指導とする。

### 1 一般指導検査

一般指導検査は、原則として検査対象となる有料老人ホームの所在地における実地検査とする。

### 2 特別指導検査

特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め、重点的又

は改善が図られるまで継続的に行う指導検査をいい、実地において行う。

- (1) 有料老人ホームの運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (2) 高齢者虐待の疑いがあるとき
- (3) 度重なる一般指導検査によっても改善がみられないとき
- (4) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき

### 3 集団指導

集団指導は、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うことを基本とするが、オンライン等（社会福祉施設等に対する指導検査業務システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

## 第6 指導検査の実施計画

指導検査を重点的かつ効果的に行うため、老人福祉行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる有料老人ホーム実地検査実施方針を毎年度指導検査開始時まで別に定める。

なお、実施時期及び班編成等を含む年間の検査計画は、毎年度指導検査を開始するときまでに別に策定する。

## 第7 調査書等の提出

実地指導の実施にあたっては、第6で定める実施方針を踏まえ、検査に必要な期限までに、関係資料の提出を求めることができる。

## 第8 指導検査基準

指導検査項目、検査の着眼点及び関係法令等を集約した指導検査基準を別に定める。

## 第9 指導検査の実施方法

指導検査の実施方法は、以下のとおりとする。

### 1 一般指導検査

#### (1) 実施通知

検査対象となる有料老人ホームを決定したときは、あらかじめ検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該有料老人ホームを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）宛て通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査開始時に通知する。

#### (2) 検査実施方法

検査は、指導検査基準等に基づき、施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式により行う。

なお、検査は2名以上の検査班を編成して実施する。

#### (3) 検査結果の通知

検査の結果は、後日、事業者宛て文書により通知する。

#### (4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指導する場合は、報告期日を付した上で改善報告書の提出を求める。

なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知書発出日から 30 日以内とする。

## 2 特別指導検査

### (1) 検査通知

検査通知は、一般指導検査に準じて、あらかじめ文書により通知する。ただし、検査の目的と効果を勘案し、検査の開始時に通知することができる。

### (2) 検査実施方法

検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、検査は 2 名以上の検査班を編成して実施する。

また、必要に応じ運営指導所管部署職員、関係行政機関職員及び専門職員等による検査班を編成し、実施することができる。

### (3) 検査結果の通知

特別指導検査の結果は、後日、事業者宛て文書により通知する。

### (4) 改善報告書の提出

当該事業者に対して、文書により改善を指導する場合は、報告期日を付した上で改善報告書の提出を求める。なお、改善報告書の提出は、検査結果通知書の発出から 30 日以内とする。

### (5) 行政処分所管部署への通知

特別指導検査の結果、法第 29 条第 6 項から第 11 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

## 3 集団指導

実施通知は、対象と決定した事業者宛てに、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により通知する。ただし、オンライン等を活用して実施する場合は、全ての有料老人ホームを対象とし、その旨を事業者宛て通知する。

## 第 10 指導検査結果の活用

指導検査結果は以下により活用する。

### 1 関係部署への情報提供

指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営指導所管部署に提供する。

### 2 福祉局ホームページへの掲載

一般指導検査及び特別指導検査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、福祉局ホームページに掲載し、都民へ広く情報提供する。

## 第 11 指導指針等との整合の確保

指導検査の実施に当たり生じた疑義及び指導指針をはじめとする関係法令等の解釈については、運営指導所管部署と調整又は協議を行い、指導検査と関係法令等との整合を図るものとする。

## 第12 情報の公開

指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により不開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。